

令和2年度（2020年度）行政評価シート【個表】

令和 2 年 8 月 14 日

評価対象事業		評価者	みどり課長	秋山 崇
都景-09	実施事業	緑政運営事業	■ 自治事務 □ 法定受託事務	主管課 みどり課 関連課
総合計画上の位置付け	分野	みどり	施策の方針	緑の保全等

1 事業の目的

対象	市民等
意図	緑の基本計画に沿った施策展開による計画を実現するため。
効果	緑の基本計画に基づき、種々の施策を展開し、緑豊かな都市環境の形成と市民の安全・快適な生活の確保を図る。

2 令和元年度(2019年度)に実施した事業の概要

緑の保全、創造等、緑政の重要事項に対して方向付けを行うため緑政審議会の開催等を行った。

3 事業費等基礎データ

人口等のデータ	データ区分	30年度(2018年度)決算	01年度(2019年度)決算	データ区分	02年度(2020年度)当初予算	備考
	人口	176,308人	176,436人	人口	176,608人	
世帯数	81,763世帯	82,444世帯	世帯数	83,058世帯		
運営資源状況	事業の対象者数			事業の対象者数		
	決算値(千円)	1,496	959	当初予算(千円)	5,322	
	国県支出金			国県支出金	1,333	
	地方債			地方債		
	その他	0	3	その他	10	
	一般財源	1,496	956	一般財源	3,979	
	人員配置数	1.8	2.3	人員配置数	2.3	
事業経費	人件費(千円)	14,037	18,225	人件費(千円)	18,241	
	総事業費(千円)	15,533	19,184	総事業費(千円)	23,563	
	市民1人当りの経費(円)	88	109	市民1人当りの経費(円)	133	
	対象者1人当りの経費(円)			対象者1人当りの経費(円)		

4 評価結果

※「効率性」「妥当性」「有効性」「公平性」「協働」については、プルダウンで選択。

効率性	事業費に削減余地はないか	2. ない
	関連・類似事業との統合はできないか	3. 統合できない
妥当性	事業の実施に対する市民ニーズはあるか	3. 変わらずにある
	事業の廃止・休止による市民生活への影響は大きいのか	3. 廃止・休止による影響は大きくある
有効性	事業の成果は得られているか	3. 十分な成果が出ている
	事業の上位施策に向けた貢献度は大きいのか	3. 事業の方向性や手法は概ね適切であり、一定程度貢献している
公平性	受益者負担は公正・公平か	△.負担未導入
		△-2. 受益者はいるが、今後も公費により全額市が負担すべきものである
協働	市民等と協働して事業を展開しているか	△.協働未実施
		協働実施済の場合のパートナー

事業内容の方向性	<input checked="" type="checkbox"/> a: 事業内容を見直す → <input type="checkbox"/> b: 事業内容は現状通りとする <input type="checkbox"/> c: 事業を休止又は廃止する <input type="checkbox"/> d: 他事業と統合し、本事業は廃止する →	見直しの種類	<input checked="" type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> その他	見直しの内容	森林環境譲与税の譲与に伴い、新たな民有緑地の維持管理支援事業を立ち上げる。
	事業内容・予算規模の方向性	<input checked="" type="checkbox"/> A: 予算規模を拡大する <input type="checkbox"/> B: 予算規模は現状維持とする <input type="checkbox"/> C: 予算規模を縮小する	事業内容・予算規模の方向性設定の理由	森林環境譲与税の譲与に伴い、基金を創設し、新たな民有緑地の維持管理支援事業を立ち上げるため、予算規模は拡大する。 なお、森林環境譲与税の譲与額は、令和6年度まで段階的に増額される。	

総評(評価に対する考え方、根拠等)	<ul style="list-style-type: none"> 緑の基本計画に基づく事業の実施やその進行管理等において、緑政審議会は重要な役割を果たしており、事業費の削減や関連・類似事業との統合はできない。 市民意識でも「～自然及び生活環境を破壊から守り、責任をもってこれを後世に伝える」としており、令和元年度の市民意識調査においても「もっと力を入れるべき」「現状のままで良い」との回答が7割以上を占めるなど、緑の基本計画の推進に係る事業に対する市民ニーズは変わらずに高く、事業の廃止や休止による影響は非常に大きいことから、今後も継続した実施が必要である。 緑の基本計画は総合計画に即して策定しており、平成8年の策定以来、三大緑地の保全・特別緑地保全地区の指定等に十分な成果があり、歴史的風土特別保存地区が約573.6ha、近郊緑地特別保全地区が約131ha、特別緑地保全地区が11地区・約49.4haの指定実績を上げた。その推進は、上位施策である第3次鎌倉市総合計画の基本構想に定めている「都市環境を保全・創造するまち」の実現に向けた貢献度が大きい。 緑地保全施策の推進は、行政が主体的に担うべきものとする。 事業展開の上で市民協働はしていないが、緑政審議会では、公募による市民委員を3名を委嘱している。
-------------------	---

令和元年度(2019年度)事業実施にあたっての課題(前年度未解決の事項を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の基本計画の実現を念頭に置きつつ、財政状況を踏まえた、今後の特別緑地保全地区指定等の方向性を検討する必要がある。 ・緑の基本計画の目標中間年次を令和2年度に迎えることや都市緑地法等の改正への対応のため、計画の見直しを実施する必要がある。 	
課題解決のために行った令和元年度(2019年度)の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の基本計画の見直しについて、見直しの進め方や基本方針を検討し、緑政審議会に報告するとともに意見を聴取した。 ・緑の基本計画の見直しに向けて、国庫補助の活用を含めた予算措置を行った。 	<input type="checkbox"/> 解決 <input checked="" type="checkbox"/> 一部解決 <input type="checkbox"/> 未解決
未解決の課題、新たな課題とその理由	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の基本計画の実現を念頭に置きつつ、財政状況を踏まえた、今後の特別緑地保全地区指定等の方向性を検討する必要がある。 ・緑の基本計画の目標中間年次を令和2年度に迎えることや都市緑地法等の改正への対応のため、計画の見直しを実施する必要がある。 	

○ 他市比較・ベンチマーク(県内外自治体など他自治体や民間団体との比較値)

比較事項	緑の基本計画の策定								
団体名	鎌倉市	横浜市	川崎市	藤沢市	茅ヶ崎市	横須賀市	葉山町	逗子市	三浦市
他市実績	○	○	○	○	○	○	○	○	○
比較事項	近郊緑地特別保全地区の指定面積								
団体名	鎌倉市	横浜市	川崎市	藤沢市	茅ヶ崎市	横須賀市	葉山町	逗子市	三浦市
他市実績	131.0ha	202.0ha	0.0ha	0.0ha	0.0ha	244.0ha	33.2ha	0.0ha	65.0ha
比較事項	特別緑地保全地区の指定面積								
団体名	鎌倉市	横浜市	川崎市	藤沢市	茅ヶ崎市	横須賀市	葉山町	逗子市	三浦市
他市実績	49.4ha	507.1ha	130.2ha	55.8ha	7.8ha	0.0ha	0.0ha	0.4ha	0.0ha
当該事業実施に伴う他市比較に関する考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・都市緑地法に基づく緑の基本計画の策定と同計画による施策展開は、どの自治体においても取組が行われている状況である。 ・近郊緑地特別保全地区及び特別緑地保全地区の指定については、他の自治体と比較して、人口や市域面積を考慮すると相当に実績が高い。 								

◎ 事業実施に係る指標

指標の内容	特別緑地保全地区の指定面積						単位	ha	指標の傾向		備考
当該指標を設定した理由	年次	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	R01(2019)				
緑の基本計画に示す指定目標	目標値	94.3	94.3	94.3	94.3	94.3	94.3				
	実績値	48.8	48.8	48.8	48.8	49.4	49.4				
	達成率	51.7%	51.7%	51.7%	51.7%	52.4%	52.4%				
当該事業実施に伴う指標の推移に関する考え方	特別緑地保全地区の指定面積については、鎌倉市緑の基本計画において令和12年度を目標年次として定めているものであり、客観的評価を行うために今後とも実現を目指す。										